

改正

平成14年9月30日条例第36号

平成19年9月10日条例第21号

平成24年6月28日条例第16号

平成25年12月13日条例第33号

平成26年12月11日条例第34号

豊見城市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、母子及び父子家庭等（以下「母子家庭等」という。）に対し、医療費の一部を助成することにより、母子家庭等の生活の安定と自立を支援し、もって母子家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 母子家庭の母 次に掲げる者をいう。
 - ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であつて、規則で定める児童を監護しているもの
 - イ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた女子であつて、児童を監護しているもの
- (3) 父子家庭の父 前号の規定に準ずる男子をいう。
- (4) 養育者 父母が死亡した児童又は父母が監護しない児童（規則で定める児童に限る。）を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）者をいう。
- (5) 保護者 前3号に掲げる者（規則で定める者を除く。）をいう。
- (6) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

- ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(7) 医療費 医療保険各法の規定による療養の給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費並びに医療保険各法以外の法令の規定による医療に要する費用をいう。

(8) 一部負担金 母子家庭等に係る医療費のうち、医療保険各法又は医療保険各法以外の法令の規定により、次条の対象者が負担すべき額をいう。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当するものであって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者とする。

- (1) 保護者（養育者を除く。）及びその児童
- (2) 保護者（養育者に限る。）が養育する前条第4号に規定する児童

2 前項の規定にかかわらず、修学等の理由により本市の区域外（日本国内に限る。）に住所を有する同項各号に掲げる児童は、同項の規定による本市の区域内に住所を有する者とみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としなす。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

(3) 前2項に規定する対象者又は対象者に係る医療保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき医療費の額の全てを、国又は地方公共団体において負担している施設に入所

している者（一部負担金が発生する者を除く。）

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は第6条の4第1項に規定する里親に委託されている者

(5) 規則で定める他の医療費助成事業等により医療費の助成を受けることができる者
(所得の制限)

第4条 医療費の助成は、次の各号のいずれかに該当するときは、8月1日から翌年の7月31日までの間に行わない。

(1) 保護者の前年の所得（1月から7月までに申請するものについては、前々年の所得をいう。以下同じ。）が規則で定める額以上であるとき。

(2) 保護者の配偶者の前年の所得又は保護者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその保護者と生計を同じくするもの前年の所得が、当該配偶者又は扶養義務者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(3) 前2号に規定する額が、税の申告を行わないこと等により確認できないとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則で定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定めるところによる。
(受給資格の認定)

第5条 保護者は、医療費の助成を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、第3条に規定する要件に該当し、かつ、前条第1項各号に規定する要件に該当しないと認めるときは、受給資格を認定し、当該申請者に対し規則で定めるところによりこの条例による医療費の助成を受ける資格を証する証書（以下「受給者証」という。）を交付する。

(受給者証の有効期間)

第6条 受給者証は、規則で定める期間内に限り、その効力を有する。

(医療費の助成)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格者」という。）の対象者（対象者としての受給資格者を含む。）に係る医療費につき、一部負担金を支払った場合において、当該支払額から規則で定める額を控除した額を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が支払う一部負担金について次の各号のいずれかの給付

で医療費の助成に相当するものを受けるときは、当該給付の限度において、この条例による助成は行わない。

- (1) 医療保険各法に基づく高額療養費その他これに類する給付
- (2) 医療保険各法の規定に定められた組合等の規約等に基づく付加給付その他これに類する給付
- (3) 地方公共団体の定める条例、規則等により地方公共団体が負担する給付
- (4) 前3号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が負担する給付

(助成の方法)

第8条 医療費の助成は、規則で定めるところにより、受給資格者の申請に基づき受給資格者に助成金を支給することにより行うものとする。

(届出の義務)

第9条 受給資格者は、第5条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 受給資格者は、その家庭に属する対象者の現況について、規則の定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、受給資格者が前2項の規定による届出を行わないときは、医療費の助成を行わないことができる。

(受給資格の消滅)

第10条 受給資格は、次のいずれかに該当したときは、消滅する。

- (1) 対象者が第3条第1項各号に該当しなくなったとき。
- (2) 受給資格者が前条第2項の規定による届出を当該届出をすべき期間の末日の翌日から起算して2年以内に行わないとき。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 この条例による医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により、助成金の支給を受けた者がいるときは、既に支給した助成金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(支払の調整)

第13条 この条例による助成をすべきでないにもかかわらず、この条例の助成として支払が行われたときは、その支払われた助成金は、その後に支払うべき助成金の内払とみなすことができる。

(調査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して受給資格の有無、一部負担金、医療費等に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定によって質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第15条 市長は、この条例に規定する医療費の助成に関する処分に関し必要があると認めるときは、官公署、金融機関、医療保険各法に規定する保険者、保険医療機関等その他の機関又は受給資格者の雇用主その他の関係者に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供又は必要な事項の報告を求めることができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 条例第6条に規定する受給者証の有効期間は、平成14年4月末日までに交付申請する者については、「受給者証の交付申請の日の属する月の翌月の初日」を「交付申請の日の属する月の初日」と読み替えるものとする。

附 則 (平成14年9月30日条例第36号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月10日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費助成申請分から適用し、同日前の医療に係る医療費助成申請分については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年6月28日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の豊見城市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月13日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成26年1月1日から、第2条の規定は同月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の豊見城市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の規定は、平成26年1月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年12月11日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

改正

平成16年6月24日規則第13号

平成18年11月17日規則第30号

平成19年9月28日規則第21号

平成22年6月29日規則第16号

平成24年6月28日規則第10号

平成24年9月28日規則第15号

平成25年12月13日規則第52号

平成28年3月30日規則第18号

平成29年5月29日規則第20号

平成29年8月31日規則第22号

平成30年3月2日規則第5号

豊見城市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成14年豊見城村条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において「保険医療機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健康保険法」という。）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局
- (2) 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業所
- (3) その他市が定める病院、診療所又は薬局

2 前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(児童)

第3条 条例第2条第2号ア（同項第3号の規定によりこの規定に準ずる場合を含む。）及び第4号に規定する規則で定める児童とは、次の各号のいずれかに該当する児童をいう。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父母の一方が死亡した児童

- (3) 父母の一方が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）別表第2に定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父母の一方の生死が明らかでない児童
- (5) 父母の一方から引き続き1年以上遺棄されている児童
- (6) 父母の一方が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (7) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (8) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童（児童扶養手当受給者に限る。）

（保護者）

第4条 条例第2条第5号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する児童の状態にある場合の保護者とする。

- (1) 児童を監護しない母又は父と生計を同じくしているとき。ただし、当該保護者が施行令別表第2に定める程度の障害の状態にあるときは、この限りでない。
- (2) 母又は父の配偶者に養育されているとき。ただし、当該保護者が施行令別表第2に定める程度の障害の状態にあるときは、この限りでない。

（他の医療費助成事業等）

第5条 条例第3条第3項第5号に規定する規則で定める他の医療費助成事業等により医療費の助成を受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 豊見城市重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成3年豊見城村条例第12号）により医療費の助成を受けることができる者
- (2) 豊見城市子ども医療費助成に関する条例（平成6年豊見城村条例第8号）により医療費の助成を受けることができる者
- (3) 前2号に掲げる者を除くほか、その他法令等により、国又は地方公共団体の負担により支給されている医療費及び交通事故等による第三者からの賠償として支払われる医療費を受けることができる者

（所得の限度額）

第6条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、施行令第2条の4第2項に規定する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる児童の養育者にあつては、施行令第2条の4第4項に規

定する額とする。

- (1) 第3条第1項第2号又は第4号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第3条第1項第6号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 第3条第1項第7号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第3条第1項第7号に該当するかどうか明らかでない児童

3 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、施行令第2条の4第5項に規定する額とする。

(規則で定める特例)

第7条 条例第4条第2項に規定する規則で定める場合については、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第12条第1項の規定を準用する。

(所得の範囲)

第8条 条例第4条第3項に規定する所得の範囲については、施行令第3条第1項の規定を準用する。

(所得の額の計算方法)

第9条 条例第4条第3項に規定する所得の額の計算方法については、施行令第4条第1項及び同条第2項の規定を準用する。

(受給者証の交付申請等)

第10条 条例第5条第1項の規定による申請は、豊見城市母子及び父子家庭等医療費受給者証交付申請書（現況届）兼受給者台帳（様式第1号。以下「交付申請書兼受給者台帳」という。）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者であることを証する書類（以下「被保険者証等」という。）
- (2) 戸籍の謄本又は抄本
- (3) 世帯全員の住民票の写し
- (4) 保護者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得（1月から7月までに申請するものについては、前々年の所得をいう。）の状況を証する書類
- (5) 保護者又は対象者が次に掲げる証書等の交付を受けている場合は、当該証書等
ア 児童扶養手当証書

イ 公的年金等の証書

ウ 身体障害者手帳

エ 療育手帳

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、法による児童扶養手当の支給を受けている者（以下「児童扶養手当受給者」という。）が児童扶養手当証書を提示するときは、同項第2号から第4号までの書類の添付を省略することができる。

3 市長は、条例第5条第1項の規定による申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは、交付申請書兼受給者台帳に記載するものとする。

4 条例第5条第2項の受給者証は、豊見城市母子及び父子家庭等医療費受給者証（様式第2号。以下「受給者証」という。）とする。

5 市長は、次に掲げる理由により、条例第5条第2項の受給者証を交付しないと決定したときは、豊見城市母子及び父子家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(1) 条例第3条に規定する対象者でないとき。

(2) 条例第4条第1項各号に規定する要件に該当すると認めるとき。

6 条例第5条第2項の規定により受給資格の認定を受けた者のうち、条例第4条第1項各号に規定する要件に該当する者に対しては、豊見城市母子及び父子家庭等医療費支給停止通知書（様式第4号）により通知する。

（受給者証の有効期間）

第11条 条例第6条に規定する規則で定める期間は、受給者証の交付申請の日からその日以後の最初の7月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の受給者証の有効期間の始期は、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 条例第9条第2項の規定により届出を行った場合 8月1日

(2) 本市に転入する直前の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、当該市町村から転出した日の前日に条例が規定する助成と同様の医療費の助成を受けていた者が本市に住所を定めた日の翌日から起算して14日以内に受給者証の交付申請を行った場合 本市に住所を定めた日

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の受給者証の有効期間の終期

は、それぞれ当該各号に定める日までとする。

(1) 条例第3条に規定する対象者としての資格要件に該当しなくなった場合 その事実の発生した日の前日

(2) 対象者が死亡した場合 当該死亡した日

(受給者証の返還)

第12条 受給資格者が受給資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付)

第13条 受給資格者証を破損し、又は亡失した者は、豊見城市母子及び父子家庭等医療費受給者証再交付申請書(様式第5号)を市長に提出して受給者証の再交付を受けなければならない。

2 前項の規定により受給者証の再交付を受けた後において、失った受給者証を発見したときは、速やかに発見した受給者証を市長に返還しなければならない。

(控除額)

第14条 条例第7条に規定する規則で定める額は、外来受診について1人1月につき各保険医療機関ごと(医科・歯科別とし、それぞれ保険薬局への支払額を含む。)に、1,000円とする。

(助成の方法)

第15条 条例第8条の規定により医療費の助成を受けようとする受給資格者は、保険医療機関等に受給者証を提示し、一部負担金について、豊見城市母子及び父子家庭等医療費助成金支給申請書(様式第6号)により、豊見城市母子及び父子家庭等医療費助成領収書(様式第7号)又は保険医療機関等が交付した領収書を添付の上、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、各診療月を単位として行うものとする。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の申請は、対象者が医療を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年以内に行わなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第16条 前条の規定にかかわらず、保険医療機関等において受給資格者証及び被保険者証等を提示して医療を受けた場合は、沖縄県国民健康保険団体連合会から市長が当該医療に係る助成の額の算定に必要な事項の通知を受理したことをもって、前条第1項の申請があったものとみなす。

(助成金の決定等)

第17条 市長は、前2条の申請の内容を審査し、当該申請に係る助成金の支給額を決定したときは、

豊見城市母子及び父子家庭等医療費助成金支給台帳（様式第8号）に記載し、口座振替の方法により支給する。この場合において、振込みの通知は省略するものとする。

（届出事項）

第18条 条例第9条第1項に規定する届出は、次に掲げる事由が生じたときに、豊見城市母子及び父子家庭等医療費受給要件変更（消滅）届（様式第9号）に受給者証を添えて、行わなければならない。

- （1） 受給資格者又は対象者の氏名又は住所に変更があったとき。
- （2） 医療保険各法に規定する保険の種類又は被保険者証等の記載事項に変更があったとき。
- （3） 対象者の全部又は一部の者が条例第3条に規定する対象者としての資格要件を欠いたとき。
- （4） 新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき。
- （5） 助成金の支払を取り扱う金融機関に変更があったとき。

2 条例第9条第2項に規定する届出は、交付申請書兼受給者台帳に次に掲げる書類を添えて、毎年7月1日から同月末日までに、行わなければならない。

- （1） 世帯全員の住民票の写し
- （2） 受給資格者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得の状況を証する書類
- （3） その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当受給者である受給資格者は、児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第4条に規定する現況届を行う場合にあっては、条例第9条第2項に規定する届出を省略することができる。

（受給資格消滅の通知）

第19条 市長は、受給資格者又は対象者が条例第10条の規定に該当すると認めるときは、豊見城市母子及び父子家庭等医療費受給資格消滅通知書（様式第10号）により受給資格者に通知するものとする。

（身分を示す証明書）

第20条 条例第14条第2項の規定によって当該職員が携帯すべき身分を示す証明書は、豊見城市母子及び父子家庭等医療費受給資格調査員証（様式第11号）による。

（添付書類の省略）

第21条 市長は、この規則による申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

（委任）

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年6月24日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年11月17日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月28日規則第21号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第14条の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る医療費助成申請分から適用し、同日前の医療に係る医療費助成申請分については、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月29日規則第16号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の豊見城市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例施行規則の規定によりなされた申請、決定その他の行為は、この規則による改正後の豊見城市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例施行規則の規定によりなされた申請、決定その他の行為とみなす。

附 則（平成24年6月28日規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第11条第1項の規定は、この規則の施行の日以後の受給者証の交付申請分から適用し、同日前の受給者証の交付申請分については、なお従前の例による。

3 改正後の第11条第2項の規定にかかわらず、同項第2号の本市に住所を定めた日が平成24年7月18日から同月31日までの間にある者であって当該住所を定めた日の翌日から起算して14日以内に受給者証の交付申請を行ったものに係る受給者証の有効期間の始期は、8月1日とする。

附 則（平成24年 9 月28日規則第15号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年10月 1 日から施行する。

附 則（平成25年12月13日規則第52号）

この規則は、平成26年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月30日規則第18号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 5 月29日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 8 月31日規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年12月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 施行日以後の助成に関する手続きその他の規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

附 則（平成30年 3 月 2 日規則第 5 号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号 (第10条関係)

豊見城市母子及び父子家庭等医療費受給者証 交付申請書(現況届)兼受給者台帳		受給 番号	住民番号	⑦ 保険の種類	1国保 2健保(協会けんぽ・組合・日雇) 3共済 4船員							
① 受給者	フリガナ	男・保護者 女	母・父・養育者	被保険者氏名	申請者との 続柄							
	氏名	生年月日	年 月 日	保険証記号番号								
	住所	電話番号 ()		保険者名称 及び所在地	所在地							
	職業	会社名		付加給付の有無	有()・無							
	勤務先所在地	電話番号 ()		⑧	保護者 保護者の配偶者 扶養義務者							
他法(制度)の 受給状況	非・受給(年 月 日から) 種類()	児童扶養手当 受給状況	非・受給(年 月 日から) 証書記号番号(児童扶)	所得者氏名								
②母子・父子家庭等 となった事由	イ 離婚 ロ 死亡 ハ 障害 ニ 生不分明 ホ 遺棄 ヘ 拘禁 ト 未婚の母子 チ その他()	原因年月日	年 月 日	⑨ 年分所得額	円							
③事由の原因となっ た父又は母の氏名				⑩ 養育費の8割	円							
④ 家族の 状況	氏名	生年月日	続柄	性別	同居・別居 の別	監護・養育 開始年月日	対象・非対 象の別	備考	⑪ 12月31日現在で生計 維持している児童数	人	人	人
			本人						障害者控除 (障・特障)	人	人	
									障害者・特別障害 老年・寡婦(夫)・勤 労寡婦(夫)・寡特・勤	円	円	
									障・特障・老 障・特障・老 障・特障・老			
									その他控除			
									社会保険料等控除			
									控除額合計			
									⑫ 控除後の所得			
									⑬ 所得限度額			
									上記のとおり、豊見城市母子及び父子家庭等医療費 □受給者証の交付を申請します。 □助成事業の現況を届出します。			
⑤ 障害の 状況	氏名	障害名	手帳等の番号	等級	有期認定状況	⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿						
	確認書類	ア 身障手帳 イ 療育手帳 ウ 児童扶養手当証書 エ その他()	※なお、受給資格認定の根拠となる豊見城市市民税課税台帳・住民基本台帳に記載されて いる情報について、豊見城市 部 課にて確認されることに同意します。									
⑥ 振込先金融機関	銀行	支店	種類	ア 普通 イ 当座	豊見城市長 殿 保護者 氏名 ㉞							
	口座番号		名義人									

(記入上の注意)

- ①の欄：(1) 「生年月日・住所」欄は、戸籍又は住民票に記載されているとおり記入してください。
(2) 「他法(制度)、児童扶養手当」受給状況欄は該当するものを○で囲み、受給している場合には、受給開始年月日を記入してください。
- ②の欄：母子家庭や父子家庭及び養育者家庭となった事由について、該当する記号を○で囲んでください。
- ③の欄：婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)を解消した場合は、児童の父又は母の氏名を記入してください。
婚姻を解消した日とは、離婚届の日又は事実婚の解消の日(住民票転出入の日付)を記入してください。
- ④の欄：保護者及び児童について記入してください。
- ⑤の欄：父又は母が別表に定める程度の障害の状態にある方が申請する場合には、確認書類によって審査しますので有期認定は必ず記入してください。なお、別表に定める程度の障害の状態にある方に該当するかの判定は、障害程度が確認できる身障手帳や療育手帳等で行います。
また、児童が障害のあるときは、記入してください。
- ⑥の欄：医療費助成金は保護者の指定口座に振り込みますので、指定金融機関の届出を行ってください。その際、預金通帳等の表紙の写しを必ず添付してください。
- ⑦の欄：「保険の種類」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
「国保」は国民健康保険、「健保」は健康保険のことで、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、日雇特別被保険者の保険に区分されます。「共済」は国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済組合、「船員」は、船員保険の略です。
- ⑧の欄：所得の状況については、前年の所得(1月から7月までに申請をする場合は前々年の所得)を記入してください。所得者とは、保護者、配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)、扶養義務者をいい、その氏名を記入してください。
「扶養義務者」の欄は、生計を同じくしている父母、祖父母、子、孫等直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。

- ⑨の欄：地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。なお、地方税法に定める老人扶養親族があるときは、その数を()内に再掲してください。
- ⑩の欄：12月31日現在で医療費助成対象以外の生計を維持している児童がいる場合は、その人数を記入してください。
- ⑪⑫の欄：児童扶養手当施行令第4条の規定に定める額を記入してください。
- 受給者証の有効期間の間に、氏名若しくは住所の変更があった又は受給者の資格が消滅した若しくは新たに認定された場合は、速やかに届出てください。
- この申請書に次の書類を添えてください。
 - 保護者と児童の健康保険証
 - 保護者と児童の戸籍謄本又は抄本
(養育者であるときは、児童の父母の戸籍又は除籍謄本又は抄本)
 - 前の住所地の市町村の発行した児童扶養手当用所得証明書(本年1月2日以降現住所に転入した方のみ)
 - 父又は母の障害の程度を確認できる書類(父又は母が別表に定める程度の障害の状態にある方のみ)
 - 世帯全員の住民票の写し
 - 児童扶養手当証書等
 - その他市長が必要と認める書類
- 申請について、わからないことは豊見城市 部 課の職員におたずねください。

様式第2号 (第10条関係)

(表)

豊見城市母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証 (自動償還)										
事業番号		受給者番号								
対象者	ふりがな							続柄	性別	
	氏名									
	生年月日			年 月 日						
受給者	ふりがな							性別		
	氏名									
	住所									
加入保険	被保険者 氏名									
	保険者 名称									
資格取得日										
	外 来 ※就学前まで こども医療費対象			年	月	日	から	日	まで	
	入 院 ※中学校卒業まで こども医療対象			年	月	日	から	日	まで	
年 月 日										
豊見城市長										印

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、沖縄県内の保険医療機関等において受診した際に、豊見城市が保険診療による自己負担額の一部を助成するための証ですので、大切に保管してください。
- 2 保険医療機関等で受診するときは、被保険者証等に添えてこの証を窓口で提示し、保険の自己負担分を支払ってください。
- 3 助成金は、保険診療による自己負担金の額です。ただし、健康保険組合等により療養付加金及び高額療養費その他これに類する給付を受けることができるときは、それらを控除した額を助成します。
- 4 自動償還制度に対応していない保険医療機関等で受診したとき、又はこの証を提示しないで受診したときは、保険の自己負担分を窓口で支払い、領収書等を添えて子育て支援課窓口にて助成金支給申請を行ってください。
- 5 窓口にて助成金支給申請をする場合は、次の注意事項があります。

(1) 持参するものは、次のとおりです。

ア 印鑑

イ 豊見城市母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証

ウ 領収書（病院、保険調剤薬局等が発行するもの）

(2) 助成金の支給申請をするときは、次のことに注意してください。

ア 市長に提出できる領収書は、前月の診療分までとします。

イ 助成金の支給申請は、診療を受けた翌月の初日から起算して2年以内に行ってください。

- 6 この証の記載事項に変更があったときは、速やかに市長へ届出をしてください。
- 7 受給の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに市長へ返してください。
- 8 この証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付を受けてください。
- 9 偽り、その他不正にこの証を使用したときは、助成を受ける額の全部又は一部を返還しなければならないことがあります。

自動償還(保険医療機関において受診した際に、豊見城市で手続きを行わなくても医療費助成ができる)制度をご利用の際は、受診時にこの受給者証を保険医療機関等へ提示することにより、次の事項に同意があったものとみなします。

豊見城市母子及び父子家庭等医療費助成に関する手続又は処分に関し、豊見城市長が、必要とする個人情報を利用し、又は保険医療機関等若しくは沖縄県国民健康保険団体連合会へ提供すること。

助成金の受給後、助成金を調整し、又は返還する必要が生じたときは、今後受給する助成金の内払いとみなすこと。

お問い合わせ：豊見城市 福祉健康部 子育て支援課

TEL：098-850-0143

様式第3号（第10条関係）

豊見城市母子及び父子家庭等医療費
受給者証交付申請却下決定通知書

号
年 月 日

様

豊見城市長 印

年 月 日付けで申請のあった豊見城市母子及び父子家庭等医療費受給者証交付申請については、審査の結果、次の理由で認められませんので通知します。

氏名

理由

【教 示】

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊見城市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊見城市を被告として（訴訟において豊見城市を代表する者は豊見城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第10条関係）

豊見城市母子及び父子家庭等医療費支給停止通知書

号
年 月 日

様

豊見城市長 印

次のとおり、豊見城市母子及び父子家庭等医療費の支給停止を決定しましたので通知します。

受給資格者氏名

支給停止の期間

支給停止の理由

【教 示】

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊見城市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊見城市を被告として（訴訟において豊見城市を代表する者は豊見城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号（第13条関係）

豊見城市母子及び父子家庭等医療費
受給者証再交付申請書

年 月 日

豊見城市長 殿

住 所 _____
保護者氏名 _____ 印
受給者証記号番号 _____
電 話 番 号 _____

下記のとおり豊見城市母子及び父子家庭等医療費受給者証の再交付を申請します。

記

受給者証記号番号	第 号
受給者証交付年月日	年 月 日
再交付申請理由	①紛失 ②破いた ③汚した ④その他(理由を具体的に記入してください。)

(注) 破いたり汚した場合は、当該受給者証を添えて提出してください。

様式第6号 (第15条関係)

豊見城市母子及び父子家庭等医療費助成金支給申請書

年 月 日

豊見城市長 殿

住 所 _____
 保護者氏名 _____ 印
 受給者証記号番号 _____
 電話番号 _____

次のとおり医療費の助成を受けたいので、申請します。

加入 医療 保険	被保険者住所		記号番号	電 話	診 療 年 月 日	外 来 ・ 入 院	医 療 機 関 名	診 療 科 目	支 払 金 額
	被保険者氏名								
	保 険 名 称								
	受給者名								円
									円
									円
									円
									円
									円
									円
									円
									円
									円
									円

処 理 欄	一部負担金	条例第7条等 控 除 額	付加給付	高額医療費	支給額
	A	B	C	D	A - (B+C+D) =E
	円	円	円	円	円

様式第7号（第15条関係）

豊見城市母子及び父子家庭等医療費助成領収書

_____円

ただし、_____年__月分保険診療自己負担額(他法本人負担分_____円を含む。)

区分	保険診療総点数 及び総費用額	左のうち公費負担分 (結核予防法等)	保 険 種 別 給 付 割 合	診 療 科 目
外来	点 円	点 円	国・協・その他 7・8・9割	1 内 科 2 外 科
入院	点 円	点 円	国・協・その他 7・8・10割	3 小児科 4 歯 科 5 その他()
入 院 期 間 年 月 日～ 年 月 日				

年 月 日

受診者氏名

_____様
(年 月 日生)

保険医療機関等

医療機関コード	
---------	--

所 在 地

医療機関名 ㊞

電 話 番 号

※上記の内容を満たすものであれば、医療機関等の発行する領収書をもって、これに代えることができる。

様式第8号 (第17条関係)

豊見城市母子及び父子家庭等医療費助成金支給台帳(母子家庭・父子家庭・養育者家庭)
(年 月申請分)

受給者証 記号番号	氏 名	入院・外来 の 別	診 年 療 月	医 療 機 関	対 象 医 療 費	一部負担金	条例第1条等	附 給 付	加 額 円	高 療 養 費 額 円	支給決定額	備考
						① 円	控 除 額 円				②	
		入・外										
		入・外										
		入・外										
		入・外										
		入・外										
		入・外										
		入・外										
		入・外										
		入・外										
		入・外										
		入・外										
		入・外										
		入・外										
		入・外										
		入・外										
		入・外										
		入・外										
		入・外										
		入・外										
		入・外										
		入・外										
		入・外										
		入・外										

(注) 母子家庭、父子家庭、養育者家庭別、申請月別に記入すること。

様式第9号 (第18条関係)

豊見城市母子及び父子家庭等医療費受給要件変更(消滅)届

受給者証記号番号		第 号		
変更の場合	新氏名 (旧氏名)			
	新住所 (旧住所)			
	(新) 勤務内容	職 業		
		勤 務 先		
		所 在 地		
	(新) 加入医療保険	保 険 の 種 類	国保	協会けんぽ 組合 日雇 共済 船員
		被保険者氏名		続柄
		保険証記号番号		
		保 険 者 名		
		付加給付の有無	有()円・無	
(新) 振込先口座	名 義 人			
	金 融 機 関 名	支店		
	口 座 番 号			
その他の事項				
変更年月日	年	月	日	
消滅の場合	受給者	事 由	消 滅 年 月 日	
		1 他市町村に転出(転出先)	年 月 日	
	2 生活保護受給			
3 死亡				
4 母子及び父子家庭等でなくなった 具体的理由:				
5 その他				
児童	1 年齢が18歳に到達した()	年 月 日		
2 その他				

上記のとおり、豊見城市母子及び父子家庭等医療費助成事業の申請事項が変更・受給資格が消滅したので届け出ます。

豊見城市長 殿

年 月 日

保護者住所

氏 名

印

連絡先

保護者との続柄()

様式第10号（第19条関係）

豊見城市母子及び父子家庭等医療費受給資格消滅通知書

号
年 月 日

様

豊見城市長 印

次のとおり、豊見城市母子及び父子家庭等医療費受給資格が消滅しましたので、通知します。

1 消滅者氏名

2 消滅した年月日 年 月 日

3 消滅した理由

（教 示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊見城市に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊見城市を被告として（訴訟において豊見城市を代表する者は豊見城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第11号（第20条関係）

（表面）

豊見城市母子及び父子家庭等医療費受給資格調査員証	
	第 号
写 真	所属及び職名
	氏 名
	生 年 月 日
豊見城市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例 第 14 条に定める当該職員であることを証する。	
年 月 日交付	
豊見城市長 印	

（裏面）

豊見城市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（抄）	
（届出の義務）	
第9条 受給資格者は、第5条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。	
2 受給資格者は、その家庭に属する対象者の現況について、規則の定めるところにより、市長に届け出なければならない。	
3 市長は、受給資格者が前2項の規定による届出を行わないときは、医療費の助成を行わないことができる。	
（調査）	
第14条 市長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して受給資格の有無、一部負担金、医療費等に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。	
2 前項の規定によって質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。	
（資料の提供等）	
第15条 市長は、この条例に規定する医療費の助成に関する処分に関し必要があると認めるときは、官公署、金融機関、医療保険各法に規定する保険者、保険医療機関等その他の機関又は受給資格者の雇用主その他の関係者に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供又は必要な事項の報告を求めることができる。	
注意	
1 この調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
2 この調査員証は、交付の日から1年間有効とする。	
3 この調査員証は、有効期間が経過し、又は不用となったときは、速やかに、返還しなければならない。	